

震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法に基づき原村防災会議が作成する「原村地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準ずる。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定でき得る事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

資料編	・原村防災会議委員名簿 (P. 1305)
	・原村防災会議条例 (P. 1311)

第2節 防災の基本方針

風水害対策編第1章第2節「防災の基本方針」を準用する。(P.16)

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合整備を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 原村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
原村	(1) 原村防災会議、原村地震災害警戒本部及び村災害対策本部に関する事 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関する事 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関する事 (4) 地震情報等の伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関する事 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する事 (8) 村内における公共的団体の指導、自主防災組織の育成に関する事 (9) その他地震防災に関する事

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関する事 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関する事 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関する事 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関する事 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する事 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請に関する事 (9) その他地震防災に関する事

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 こと。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 こと。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 こと。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 こと。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融資あっせんに関する事 こと。 イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事 こと。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 こと。 イ 関係機関との連絡調整に関する事 こと。
(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 地震災害時における食料の供給等に関する事 こと。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関する事 こと。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のため の指導に関する事 こと。 エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並 びに農地の保全にかかる施設等の整備に関する事 こと。
(5) 中部森林管理局	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の設備、管理の適正化 に関する事 こと。 イ 地震に伴う林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 こと。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関する事 こと。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保 に関する事 こと。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 こと。 ウ 被災中小企業の振興に関する事 こと。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事 こと。
(8) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並び に船舶及び自動車による輸送の確保に関する事 こと。
(9) 東京管区气象台(長 野地方气象台)	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等に関連する情報等の通報 に関する事 こと。 イ 地震防災知識の普及に関する事 こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する事 こと。
(10) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関する事 こと。 イ 非常通信に関する事 こと。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関 する事 こと。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害 放送局用機器の貸出に関する事 こと。
(11) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関す ること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事 こと。
(12) 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制 定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

	イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(13) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(14) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

4 諏訪広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	(1) 防火対象物等査察・防火指導に関すること。 (2) 危険物の防火指導に関すること。 (3) 建築物の消防同意事務に関すること。 (4) 火災調査に関すること。 (5) 消火活動に関すること。 (6) 救急・救護活動に関すること。 (7) 防火相談、救急講習に関すること。

5 長野県警察本部（茅野警察署、原村警察官駐在所）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県警察本部 （茅野警察署、原村警察官駐在所）	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

6 陸上自衛隊(第13普通科連隊)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 （第13普通科連隊）	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便株式会社 信越支社 （原郵便局）	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に関わる災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 電気通信事業者 （東日本電信電話株式会社（長野支店）、株式会社NTTドコモ（長野支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。

(3) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 イ 損傷通貨の引換えに関する事
(4) 日本赤十字社 (長野県支部)	ア 医療、助産等救助、救護に関する事 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 ウ 義援金の募集に関する事
(5) 日本放送協会 (長野放送局)	地震情報等広報に関する事
(6) 日本通運株式会社 (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事
(7) 中部電力パワーグリッド株式会社 (諏訪営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事 イ 電力の供給に関する事
(8) 中日本高速道路株式会社	中央自動車道の防災に関する事

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) アルピコ交通株式会社	地震災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事
(2) 公益社団法人長野県トラック協会	地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事
(3) 放送事業者 (信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社、エルシーブイ株式会社)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
(4) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
(5) 一般社団法人長野県医師会、一般社団法人長野県歯科医師会、公益社団法人長野県看護協会	地震災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事
(6) 社団法人長野県薬剤師会	地震災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事
(7) 一般社団法人長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事
(8) 一般社団法人長野県建設業協会	地震災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 信州諏訪農業協同組合	ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給に関すること。 カ 応急生活物資の確保・供給に関すること。
(2) 諏訪森林組合	ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 原村商工会	ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(4) 一般社団法人諏訪郡医師会、一般社団法人諏訪郡歯科医師会	ア 地震災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 イ 地震災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。
(5) 一般社団法人諏訪薬剤師会	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(8) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(9) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(11) 原村消防団	ア 情報収集・伝達に関すること。 イ 災害等にかかる警戒防ぎょ活動に関すること。 ウ 避難誘導に関すること。 エ 消防・水防活動に関すること。 オ 被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関すること。
(12) 社会福祉協議会、区長会等	ア 村が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

第4節 防災面からみた原村の概要

第1 地盤

本村周辺の地盤は、次のとおりである。

地 域	地 盤 の 状 況
諏訪盆地	諏訪湖南部及び中央線小野駅西部から古町にかけて悪質地盤がある。諏訪湖南部は、上川や宮川による新しい河川堆積層やスモク層が軟弱地盤を造っている。原村を含む、茅野市から富士見町にかけては比較的良好地盤が続いている。

第2 本村にかかる活断層

長野県の活断層としては、①信濃川断層帯、②糸魚川-静岡構造線断層帯（北部）、③糸魚川-静岡構造線断層帯（中部）、④伊那谷断層帯、⑤阿寺断層帯が存在する。

本村においては、活断層は確認されていないが、隣接する茅野市、富士見町において、糸魚川-静岡構造線断層帯（中部）が確認されている。

第3 自然的条件にみる災害の要因

本村のおかれた自然的環境は、県内では厳しくはないが、自然的環境と人為的な諸要因が関連して災害へ発展する可能性は常に内在する。

特に、地震の可能性については、糸魚川-静岡構造線断層帯等の活断層による地震の発生が予想される。

本村は地震防災対策推進地域の指定を受けており、南海トラフ地震が起きた場合、震度5弱～6弱程度の地震が予想されている。

第4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化など社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- (1) 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難・誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。
- (2) ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (3) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自治会等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施された県地震被害想定調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、原村に予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とする。

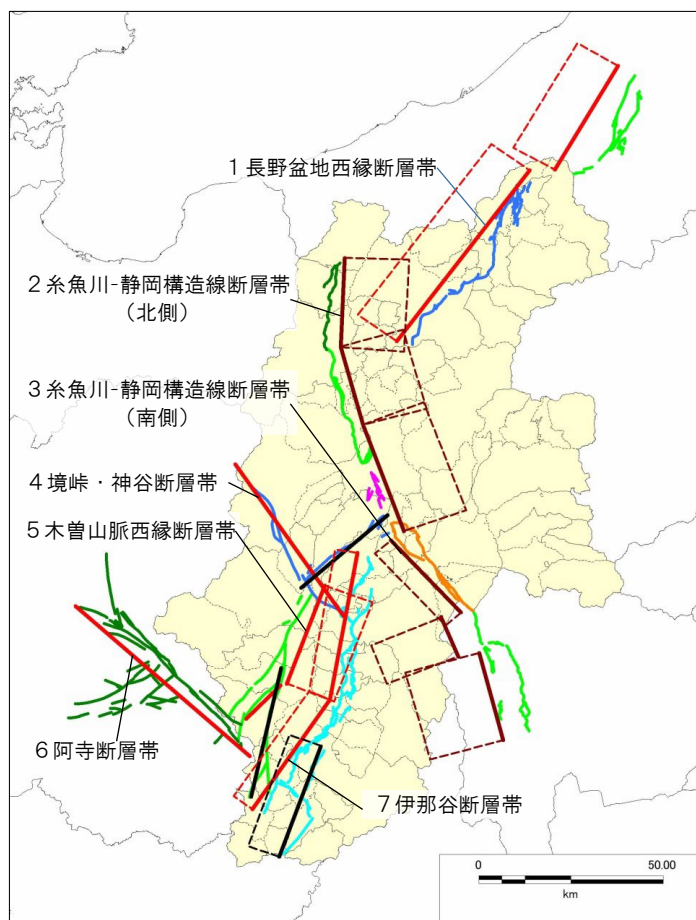
第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

○想定地震の諸元

想定地震		震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	傾斜角 (最大)	位置等
1	長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)		7.8	58	45° W	飯山市～長野市
2	糸魚川-静岡構造線断層帯	全体	8.5	150		小谷村～富士見町
		北側	8.0	84	30° E	
		南側	7.9	66	60° W	
3	境峠・神谷断層帯		7.6	47	90°	松本市～伊那市
4	木曾山脈西縁断層帯		7.5	40	90°	木曾町～南木曾町
5	阿寺断層帯		7.8	60	90°	岐阜県
6	伊那谷断層帯		8.0	79	70° W	辰野町～平谷村
7	東海地震		8.0	115	34° W	石橋モデル
8	南海トラフ地震		9.0	670 (全城)	30°	駿河湾南方～四国沖

想定震源（活断層）の位置



第3 被害の概要

1 県及び原村の地震被害想定の結果

○被害想定結果（長野県全体）

項目	想定地震	長野盆地 西縁断層帯 (信濃川断層帯)	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷 断層帯	阿寺断層帯	木曾山脈西 縁断層帯
			全体	北側	南側			
国による 地震発生確率 (30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6~11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0~4%
規模 (マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
県内最大震度		7	7	7	7	7	6強	6強
人的被害	死者	2,350人	7,060人	790人	2,100人	1,550人	20人	390人
	重傷者	8,360人	15,800人	3,230人	5,350人	4,500人	100人	1,180人
	負傷者	16,040人	31,240人	6,130人	11,440人	8,530人	280人	2,350人
	避難者	167,750人	367,540人	65,080人	112,050人	103,820人	1,910人	32,720人
建築物全壊棟数		33,590棟	81,950棟	10,570棟	26,880棟	14,780棟	100棟	2,230棟
焼失棟数 (冬18時、強風時)		11,830棟	21,720棟	650棟	5,400棟	2,020棟	0棟	120棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数 (夏12時、強風時)		810棟	1,880棟	730棟	660棟	900棟	40棟	340棟

項目	想定地震	境峠・ 神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
				基本	陸側
国による 地震発生確率 (30年以内)		0.02~13%	60~70%		
規模 (マグニチュード)		7.6	8.0	9.0	9.0
県内最大震度		7	6弱	5強	6弱
人的被害	死者	340人	20人	40人	180人
	重傷者	690人	70人	180人	2,110人
	負傷者	1,390人	380人	770人	4,440人
	避難者	28,520人	2,580人	8,280人	59,690人
建築物全壊棟数		1,640棟	わずか	わずか	1,260棟
焼失棟数 (冬18時、強風時)		0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数 (夏12時、強風時)		280棟	40棟	80棟	760棟

※ 値はいずれも、いくつかのケースの中の最大値

※ 出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

震災対策編 第1章第5節
被害想定

○ 被害想定結果（原村）

項目	想定地震	長野盆地 西縁断層帯 (信濃川断層帯)	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷 断層帯	阿寺断層帯	木曾山脈西 縁断層帯
			全体	北側	南側			
国による 地震発生確率 (30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6~11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0~4%
規模 (マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
最大震度		4	6強	5弱	6強	6弱	4	5弱
人的被害	死者	0人	30人	わずか	40人	わずか	0人	わずか
	重傷者	0人	180人	わずか	200人	10人	0人	わずか
	負傷者	0人	330人	わずか	360人	10人	0人	10人
	避難者	0人	2,070人	10人	2,400人	270人	0人	10人
建築物被害	全壊	0棟	500棟	0棟	630棟	わずか	0棟	0棟
	半壊	0棟	1,230棟	0棟	1,260棟	60棟	0棟	0棟

項目	想定地震	境峠・ 神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
				基本	陸側
国による 地震発生確率 (30年以内)		0.02~13%	60~70%		
規模 (マグニチュード)		7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度		5強	5強	5弱	5強
人的被害	死者	わずか	わずか	わずか	わずか
	重傷者	わずか	わずか	わずか	10人
	負傷者	10人	10人	10人	20人
	避難者	20人	20人	30人	340人
建築物被害	全壊	0棟	0棟	0棟	わずか
	半壊	わずか	0棟	わずか	100棟

※ 値はいずれも、いくつかのケースの中の最大値

※ 出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

2 東海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年3月公表）

○人的被害（死者：人）

発生	予知情報	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

—：わずか

○建物被害（全回棟数：棟）

地震動	予知情報	揺れ	液状化	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800

—：わずか

3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果

（中央防災会議：平成24年8月公表）

○人的被害（死者：人）

発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
夏12時	約20	—	—	約20
冬18時	約30	約10	—	約40
冬深夜	約50	約10	—	約60

—：わずか

○建物被害（全回棟数：棟）

地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
基本ケース	—	約600	—	—	約600
陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400

—：わずか